金利スワップ取引清算業務における有価証券等清算取次ぎの意思確認プロセスの見直しに係る制度要綱

２０２３年6月１５日
株式会社日本証券クリアリング機構

Ⅰ．趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、クライアント（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない清算委託者をいう。以下同じ。）取引に係る債務負担プロセスを効率化することを目的として、当社及び受託清算参加者間の有価証券等清算取次ぎに係る意思確認プロセス（以下「Take-up プロセス」という。）を省略できることとするため、所要の制度整備を行う。

Ⅱ．概要

項　目	内　容	備　考
１．Take-up プロセスの省略		
（１）省略対象の申告	・　クライアント取引に係るTake-upプロセスの省略を希望する受託清算参加者は、あらかじめ当社に対し、対象となる取引に係る情報を申告する。	・　申告に基づき Take-up プロセスを省略することができる取引は、Swap Execution Facility（SEF）または、Multilateral Trading Facility（MTF）で執行されたクライアント取引とする。 ・　「対象となる取引に係る情報」には、省略の対象となる取引に係るクライアントの名称、口座及び取引執行プラットフォームの種類（SEF、MTF またはその両方）等の情報を含む。
（２）省略する内容	・　当社は、省略対象となる取引について、有価証券等清算取次ぎの委託の申込みに係る当社から受託清算参加者に対する通知及び当該委託の申込みに対する受託清算参加者から当社に対する承諾の通知があったこととみなす。	・　申告のない取引については、現行どおりTake-upプロセスを実施する。 ・　Take-upプロセスを省略する場合であっても、清算対象取引の適格性確認及び債務負担時所要証拠金の確認については、現行と同じく実施する。

Ⅲ．実施時期

２０２３年９月を目途とする。

以　　上